

令和元年12月20日

## 〇びわこ成蹊スポーツ大学 研究データの保存等に関するガイドライン

本ガイドラインは、びわこ成蹊スポーツ大学 研究活動における不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第2章第3条第2項の規定に基づき、本学の研究者等が、本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データを一定期間保存し、必要に応じて開示する基準を定めるものである。

### 第1条 基本的な考え方

- 1 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、本学で研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。
- 2 本学の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

### 第2条 定義

- 1 このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。
  - a 文書、数値データ、画像等の「資料」
  - b 実験試料、標本等の「試料」
  - c 装置
- 2 このガイドラインにおいて「研究者等」とは、本学に雇用されている者及び本学に雇用されているとみなされる者並びに本学の施設・設備を利用する者で研究に携わる者をいう。
- 3 このガイドラインにおいて「部局」とは、学部をいう。
- 4 このガイドラインにおいて「部局長」とは学部の長をいう。

### 第3条 研究データの保存

- 1 研究者等は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。
- 2 部局長は、研究者等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。
- 3 部局長は、当該部局における研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

#### 第4条 保存期間

1 研究データの保存期間は、以下を基準とし、詳細については、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて部局において定める。ただし、研究者等がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。

(1) 第2条の1のaについては、原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(2) 第2条の1のb及びcについては、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。

(3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

(4) 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

#### 第5条 保存方法

1 研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとし、具体的な保存方法については、研究データの形質及び形状等を踏まえ、部局において定める。

#### 第6条 研究者等の責任及び異動又は退職時の取扱い

1 研究データは、それを生み出した研究者等が責任を持って保存しなければならない。研究者等が異動又は退職により転出した後も、本ガイドラインの定めに従わなければならない。

2 研究者等の退職等に際して、退職後の連絡先を把握して追跡可能とするなどの措置を講ずるものとする。

#### 第7条 開示

1 研究者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。

2 研究者等の異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、部局において保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

#### 第8条 開示

このガイドラインは、令和2年1月1日から実施する。